

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	建設政策課	整理番号	1-3
許認可等の種類	浄化槽工事業の登録			
根拠法令条例等・条項	浄化槽法第21条第1項、第3項			
許認可等の概要	浄化槽工事業の営業の登録			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】浄化槽法第二十四条 第二十四条 都道府県知事は、工事業登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>二 第三十二条第二項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者</p> <p>三 浄化槽工事業者で法人であるものが第三十二条第二項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその浄化槽工事業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの</p> <p>四 第三十二条第二項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第九号において「暴力団員等」という。)</p> <p>六 浄化槽工事業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>七 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>八 第二十九条第一項に規定する要件を欠く者</p> <p>九 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>			
基準の制定根拠	一			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	45日			
期間の制定根拠	<p>1 他都道府県の照会を行い、新規申請に係る処理日数として審査に平均45日間程度要する。</p> <p>以上を根拠に制定</p>			